二　次のイからハまでを満たすこと。
イ　前号イ、ロ、ホ及びヘを満たすこと。
ロ　当該製品のプラスチックを使用する部分に直接印刷を施さないこと。
ハ　当該製品にシールを貼る場合は、当該シールは当該製品と同一の種類のプラスチックを使用していること又は製品から容易に取り外すことができること。
三　次のイ及びロを満たすこと。
イ　第一号イ、ロ、ホ及びヘを満たすこと。
ロ　プラスチックの使用量を増加させず、繰り返し使用することにより劣化する部分について修繕又は取替えができるようにすることによって、当該製品の耐久性の向上及び長期間の使用の促進を図っていること。
四　次のイからハまでを満たすこと。
イ　第一号ロからヘまでを満たすこと。
ロ　使用するプラスチック又は紙等の材料をそれぞれ分離できること。
ハ　当該製品一個当たりの総重量に対するプラスチック以外の材料の重量の割合が従前の製品よりも高く、プラスチックに紙又は木材等を混ぜた混合物を使用していないこと。
五　第一号ロ、ホ及びヘ、第三号ロ並びに前号ロ及びハを満たすこと。
六　第一号ロ、ホ及びヘ、第二号ロ及びハ並びに第四号ロ及びハを満たすこと。

2　プラスチック製の書類挟みのうち、複数のポケットを有する構造であって、3に規定するバインダーを除くもの（以下「クリアーファイル」という。）に係る設計認定基準は、設計認定を受けようとする文具が、次に掲げる要件のいずれかを満たすこととする。
一　次のイ及びロを満たすこと。
イ　前項第一号イ、ハ、ニ及びヘ並びに同項第三号ロを満たすこと。
ロ　背表紙に用いるラベルにはプラスチックを使用していないこと。
二　次のイ及びロを満たすこと。
イ　前項第一号イ及びハからヘまで並びに同項第二号ハを満たすこと。
ロ　印刷（軽微なものを除く。）を施していないこと。
三　前項第一号イからヘまでを満たすこと。
四　前項第一号イ、ロ、ホ及びヘ、同項第三号ロ並びに第一号ロを満たすこと。
五　前項第一号イ、ホ及びヘ、同項第二号ハ、同項第三号ロ、第一号ロ並びに第二号ロを満たすこと。
六　前項第一号イ、ロ、ホ及びヘ、同項第二号ハ並びに第二号ロを満たすこと。
七　次のイ及びロを満たすこと。
イ　前項第一号イ、ホ及びヘ、同項第三号ロ、同項第四号ロ並びに第一号ロを満たすこと。
ロ　使用するプラスチックの原料を種類ごとにそれぞれ分離できること。
八　前項第一号イ及びハからヘまで、同項第四号ロ並びに前号ロを満たすこと。
九　前項第一号イ、ロ、ホ及びヘ、同項第四号ロ並びに第七号ロを満たすこと。
十　前項第一号イ、ホ及びヘ、同項第二号ハ、同項第四号ロ、第二号ロ並びに第七号ロを満たすこと。
十一　前項第一号ハからヘまで、同項第四号ロ及びハ並びに第七号ロを満たすこと。
十二　前項第一号ホ及びヘ、同項第三号ロ、同項第四号ロ及びハ、第一号ロ並びに第七号ロを満たすこと。
十三　前項第一号ロ、ホ及びヘ、同項第四号ロ及びハを満たすこと。
十四　前項第一号ホ及びヘ、同項第二号ハ、同項第四号ロ及びハ、第二号ロ並びに第七号ロを満たすこと。

3　プラスチック製の書類挟みのうち、複数の穴を有する用紙を留め具によって固定できるもの（以下「バインダー」という。）に係る設計認定基準は、次に掲げる要件のいずれかを満たすこととする。
一　次のイからハまでを満たすこと。
イ　第一項第一号イ、ハ、ニ及びヘ並びに前項第一号ロを満たすこと。
ロ　留め具を取り外し、交換できること。
ハ　日本産業規格Ｘ六一九五又はＺ八三〇三に適合する用紙を収納することができること。
二　前項第二号を満たすこと。
三　第一項第一号イからヘまでを満たすこと。
四　第一項第一号イ、ロ、ホ及びヘ、前項第一号ロ並びに第一号ロ及びハを満たすこと。
五　第一項第一号イ、ホ及びヘ、同項第二号ハ、前項第一号ロ、同項第二号ロ並びに第一号ロ及びハを満たすこと。
六　第一項第一号イ、ロ、ホ及びヘ、同項第二号ハ並びに前項第二号ロを満たすこと。
七　第一項第一号イ、ホ及びヘ、同項第四号ロ、前項第一号ロ、同項第七号ロ並びに第一号ロ及びハを満たすこと。
八　第一項第一号イ及びハからヘまで、同項第四号ロ並びに前項第七号ロを満たすこと。
九　第一項第一号イ、ロ、ホ及びヘ、同項第四号ロ並びに前項第七号ロを満たすこと。
十　第一項第一号イ、ホ及びヘ、同項第二号ハ、同項第四号ロ、前項第二号ロ並びに同項第七号ロを満たすこと。
十一　第一項第一号ハからヘまで、同項第四号ロ及びハ並びに前項第七号ロを満たすこと。
十二　第一項第一号ホ及びヘ、同項第四号ロ及びハ、前項第一号ロ、同項第七号ロ並びに第一号ロ及びハを満たすこと。
十三　第一項第一号ロ、ホ及びヘ、同項第四号ロ及びハ並びに前項第七号ロを満たすこと。
十四　第一項第一号ホ及びヘ、同項第二号ハ、同項第四号ロ及びハ、前項第二号ロ並びに同項第七号ロを満たすこと。

附　則

この告示は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

○経済産業省告示第百十三号

プラスチック使用製品設計指針（令和四年内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第一号）の規定に基づき、家庭用化粧品容器に係る設計認定の基準を次のように定める。

令和七年七月二十四日

経済産業大臣　武藤　容治

家庭用化粧品容器に係る設計認定の基準

プラスチック使用製品設計指針3⑵に規定する設計認定の基準（以下「設計認定基準」という。）のうち、シャンプー、ヘアーリンス、ボディーソープ又は手洗い用石けん（以下「化粧品」と総称する。）を充塡するためのプラスチック製の容器（キャップ、ディスペンサー、スパウト（容器の注ぎ口をいう。以下同じ。）、包装及び附属品を含む。以下「家庭用化粧品容器」という。）に係るものは、次に掲げるとおりとする。

1　家庭用化粧品容器のうち、化粧品を詰め替えることにより繰り返し使用することができる容器（以下「本体容器」という。）に係る設計認定基準は、設計認定を受けようとする家庭用化粧品容器が、次に掲げる要件のいずれかを満たすこととする。
一　次のイ及びロを満たすこと。
イ　当該容器一個当たりに使用されるプラスチックの重量を当該容器一個当たりの内容量で除して得た値が〇・四〇〇グラム毎ミリリットル以下であること。